

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 10 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校環境における樹木の安全確保について

今般、令和 4 年 8 月 9 日に、鹿児島県内の小学校において、校庭のイチョウの大木の枝が折れて、木の下で作業をしていた校長が下敷きになり死亡する事故が発生しました。

詳細な事故原因は確認中ですが、同様の事故の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期するためには、高齢化・大径木化が進行し、倒伏や落枝による重大な事故等の発生リスクが高い樹木などについて、点検すべき対象を把握し安全点検を行うことが重要です。

については、下記を踏まえ、学校環境における樹木について、点検対象を把握の上、安全点検を行うとともに、変状及び異常を発見した場合には、必要な対策を講じていただくようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

記

1. 安全点検及び対策の留意事項

- (1) 樹木の加齢状況、樹種の特徴を考慮するほか、倒伏や落枝等により重大な事故につながる恐れがある樹木を重点的に点検すること。

- (2) 敷地外への倒伏・落枝等により、敷地外への影響を及ぼす可能性があることから、児童生徒や教職員のみならず、敷地周辺の第三者の安全の確保にも配慮すること。
- (3) 点検の結果、変状及び異常の範囲や程度が不明な場合、事故につながるリスクが高い環境にある樹木については、立入禁止等の応急措置を施した上で、速やかに診断を行い、必要な対策を講じること。
- (4) 直ちに対応が不可能な変状及び異常については、注意を喚起する看板類を設置し、倒伏や落枝の危険が高い場合は、樹木を仮支柱やケーブルリングで支持したり、立入防止柵を設置したりすること。また、立入防止柵を設置するまでの間や対策を講ずるまでの間、事故が発生しないよう現場の管理に留意すること。
- (5) 学校環境の樹木の中には、景観木や地域のランドマークとなっているもの等も存在するため、それらの場合は対策を慎重に判断することが望ましいこと。

2. 学校環境の樹木の安全点検及び対策については、次の資料が参考になること。

- ・「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月 国土交通省）
- ・「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」参考資料

（国交省 HP）https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

< 樹木の安全点検の項目例 >

- ・ 樹幹の揺らぎ
- ・ 樹幹の不自然の傾斜
- ・ 樹幹の亀裂
- ・ 樹勢
- ・ 樹形

※各点検項目の詳細については、上記参考資料「2 定期点検の項目」を参照のこと。

【本件照会先】

大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課指導第二係
電話：03-5253-4111（内線 2292）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp